

金融持株会社の機能と伝統的銀行業務の過剰問題 - 持株会社による金融グループの再編成の帰結 -

愛知大学 奥野博幸

< 報告要旨 >

本報告の狙いは、まず、間接金融方式による産業資金の供給が過剰になったことを、歴史的、理論的、実証的に考察する。歴史的には、産業や金融が未発達な時点では銀行金融が主流であり、資産蓄積の増大する成熟経済においては市場型金融のウェイトが拡大する。理論的には、ガーレイ＝ショウ、蠟山および池尾等を引用して論証する。統計的には、日本銀行『資金循環勘定表』から国内銀行貸出/GDP や法人企業借入金/GDP の動向を分析して、1985 年以降伝統的銀行業務が過剰であることを証明する。

次に、不安定な日本の金融システムを再構築する手段の一つとして持株会社制度の解禁が大手銀行主導のもとに遂行されたことを大蔵省銀行局『金融制度調査会報告書』や銀行出身の馬淵および藤原等の論文を用いて明らかにする。

伝統的銀行業務の過剰と金融持株会社制度の解禁のもとで日本の大手銀行の動向を要約すると次の通りである。

大手銀行の抜本的経営戦略転換の回避 1980 年代の初期から金融の自由化、金融緩和政策および優良企業の銀行離れを反映して伝統的銀行業務の必要性が低下し、都市銀行、長期信用銀行および信託銀行は下記の二者択一に直面した。

A. 伝統的銀行業務を縮小し、広義の証券業務を拡大する。

B. 伝統的銀行業務の延長線上において、取引対象を相対的に信用度の低い建設業・不動産業、リゾート開発業および相対的に信用度の低い中小企業に拡大し、さらに、産業金融以外の住宅ローン・消費者ローンに融資を拡大する。

大手銀行は、抜本的改革となる A を回避して、対応の容易な B を選択した。

伝統的銀行業務の過剰問題を解決するために範囲の経済効果を楽しむことができる持株会社制度が導入され、大手銀行は相次いで金融グループを形成した。

金融持株会社制度による範囲の経済効果の不十分な利用 従来の合併は規模の経済による伝統的銀行業務の拡大効果のみしか享受できないのに対して、金融持株会社を用いた金融グループは、規模の経済効果はもちろんのこと、伝統的銀行業務から広義の証券業務へ経営資源を移行することによって範囲の経済効果を楽しむこととなった。しかし、各金融グループはこの利点を積極的に利用していない。

金融持株会社の経営改革の動向（みずほフィナンシャルグループの場合） かつての都市銀行トップ 2 行と長期信用銀行トップ行の金融グループであるみずほフィナンシャルグループは、伝統的銀行業務をリテール銀行とホールセール銀行に分離し、みずほホー

ルディングスの傘下に置くという斬新な組織改革を実施した。しかし、証券会社は、みずほホールディングスの子会社であるみずほフィナンシャルグループの子会社である銀行の子会社となった。このことから、みずほグループは金融持株会社の範囲の経済効果を利用して証券業務に重点を移す戦略をとらないことが明らかとなった。

以上の分析から、下記のような指摘が可能である。

過剰な伝統的銀行業務は金融機関数を縮小するかあるいは金融機関当たりの銀行業務の削減により調整される。伝統的銀行業務が過剰な経済では、BISで要求される自己資本比率の改善は、分子の自己資本の拡大ではなく分母のリスク資産の縮小で実現されるべきである。

現行の過度な金融緩和政策は、銀行の日銀当座預金の拡大を通して貸出を強制するため、伝統的銀行業務の縮小の実現と相反する効果を持つ。

過剰な伝統的銀行貸出を前提とすれば、銀行貸出の削減は銀行の適切な経営戦略であり、金融庁や政治の中小企業への貸出目標設定は誤った介入になる。

黒字単位の家計から赤字単位の企業への融資という金融ルートが縮小していることが明白であるにもかかわらず、銀行が経営戦略の大幅な転換に着手できないのは経営者の経営能力の問題である。

りそなへの公的資金の注入に対してモラルハザードが懸念されているが、政府が優先株を普通株に転換して金融持株会社を国有化し、この国有持株会社を大幅なリストラを行う外資を含む民間企業に売却する場合には、日本の伝統的銀行業務の削減を実現することになる。これは伝統的銀行業務の削減という観点からは正当な施策であるが、他方で、小泉構造改革全体に該当することであるが、政府が社会資本である銀行を強制的に整理・統合することには問題が残る。

参考文献

- 池尾和人（2003）『銀行はなぜ変れないのか 日本経済の隘路』中央公論新社
- 奥野博幸（1997）『変革期の金融機関 金融制度改革・金融持株会社・戦後金融制度の再構築』愛知大学経営総合科学研究所
- 千田純一・家森信善（2001）『ポストビッグバンの金融システム』千倉書房
- 館龍一郎・蠟山昌一編（1987）『日本の金融 新しい見方』東京大学出版会
- 藤原英郎（1992）第2章 銀行業務の多角化と持株会社 日本計画行政学会専門部会金融システムの将来像研究委員会編『金融システムの将来像研究』中部ベレイントラスト
- 堀内昭義（1999年）「日本の金融制度改革展望 『経済研究』第50巻 第3号
- 馬淵紀壽（1996）『金融持株会社 金融システム再編の主役』東洋経済新報社
- 蠟山昌一（1982）『日本の金融システム』東洋経済新報社

< 討論者からのコメント >

愛知学院大学 根津永二

コメント

本報告は、1970年代以降のマクロ経済の資金過不足をデータで示して、非金融企業部門の資金不足の減少から、「銀行貸出の過剰」を指摘して、この観点から伝統的銀行業務の過剰問題を分析している。この貸出過剰を克服し、銀行を収益の面でも再生させ得るための方策として、A案（伝統的銀行業務の縮小と広義の証券業務等の拡大）とB案（従来型の延長）との二者択一を提示している。A案とB案の経営方針の選択も銀行再生の一つの方法ではあるが、銀行業務をもう少し一般的に『金融サービスの提供』機関として、資金の仲介業務、リテール・バンキング業務、決済業務など各種の金融サービスのうち、環境や時代の流れの中で、最も高い収益(率)を生み出す業務に、経営資源を特化させる経営方針の選択と言う方がより一般的な再生条件を導出できると思われる。なぜなら、リテール業務やデリバティブ業務は従来の銀行業務ではあまり重視されてこなかった業務であり、従来の貸出業務に代わり、新しい柱になりにくい面もあるからである。

コメント

本報告では、金融持株会社「みずほFG」の失敗を、AとBの選択問題を誤った点や経営者の資質の問題と見ているが、統合や合併では、「内部不効率(X非効率性といわれる)」が生じがちであり、オペレーショナル・リスクの発現は、まさにその点が顕在化したものと見ることができる。

コメント

大手銀行に努力目標として中小企業貸出比率を課すのは、金融庁および政治の誤った介入としているが、金融システムの安定性の確保には市場原理だけでは不十分な場合もあり、介入しなくては大きな金融不安を生み出す環境では、やむを得ないのではないか。大手銀行と地域金融機関とは、監査の基準が異なってもやむを得ないと思われる。

コメント

日本銀行の金融緩和政策は、銀行の日銀当座預金の拡大を通して貸出を増加させるので、伝統的な銀行貸出業務の縮小という正しい方向とは相容れない、と指摘されているが、金融緩和は景気対策なので、構造的な資金過不足問題とは区別すべきではないか。

< 討論者からのコメントに対するリプライ >

コメント へのリプライ

根津先生コメントありがとうございます。今回の報告は、日本の経済拡大に連動してその経営規模を拡大してきた大手銀行が、BIS 規制と構造改革を唱える小泉内閣の金融システム再生策のもとで、企業の内部留保の増大、銀行借入から市場型資金調達への漸進的移行、金融の国際化に直面してどのような行動を取りつつあるのかを考察し、若干の指摘を試みてみました。それでは順次コメントにお答えいたします

経営方針の方向はご指摘の通りですが、A 案と B 案の内容について補足します。ここで A 案は、シティコープのような経営戦略を考えていますので、日本の貯蓄金融機関的な大手銀行が採用するには課題が多過ぎる内容です。しかし、日本の大手銀行はアメリカの金融グループと 1980 年代にはかなり密接に接触していますので、1980 年代中葉に取り組むべき経営戦略として提示しました。もちろん、当時の都市銀行は資産規模世界ベスト 10 の大半を占めていましたから、大手銀行は傲慢になってアメリカの実情を検討しなかったのかも知れません。

コメント へのリプライ

コメントいただいた通りです。ただ本報告でみずほグループを分析したのは、かつてのトップバンクの統合は内部不効率を過度に顕在化させていることを示したかったためです。

コメント へのリプライ

金融庁および政治が中小企業の倒産を防ぐために、本来は大企業向けの大手銀行に中小企業貸出を強制することは景気安定化政策として、妥当と思われます。しかし、景気の低迷するときに、「改革なくして成長なし」と叫んで非効率な銀行や非効率な中小企業を淘汰しているのが小泉内閣であり金融庁ですから、大手銀行に中小企業救済の役割を課することは矛盾します。また、金融庁は大手銀行と地域金融機関の検査基準に格差を付けて地域金融機関を保護しているように見えますが、りそなと足利銀行で厳しくなった監査法人は地域金融機関に対しても大手銀行並の基準を適用するようになりますので、金融庁の思惑とはかかわりなく地域金融機関の検査基準は大手銀行に近付くと思われます。

コメント へのリプライ

日本銀行が過度の金融緩和政策で中小企業にも資金が行き渡るようにしていることは景気対策として正しい行動です。しかし、景気低迷と伝統的銀行業務の過剰のために、大手銀行も地域金融機関も借手が不足する現実に直面しています。この伝統的銀行業務の過剰状態は継続すると私は考えていますので、大手銀行と地域金融機関が銀行貸出業務を縮小しない限り過当競争となり、貸出金利は低く留まり、信用度の低い企業への貸出も継続しますので、銀行の利益は拡大せず、不良債権も高い率で発生します。この結果、大手銀行も地域金融機関も貸出を縮小し、適正な金利と安全な借手を確保しない場合には、監査法

人や金融庁から経営破綻機関として査定される可能性があります。過度な金融緩和政策でベースマネーが十分にある場合には貸出を縮小することは難しく、過剰な伝統的銀行業務縮小の遂行を妨害します。この意味で構造的資金過剰の調整と金融緩和政策は矛盾すると考えられます。

<フロアからの質問とそれに対する回答>

質問者： 釜江廣志(一橋大学)

質問：

配布レジメの6ページで、従来型の合併が規模の経済効果のみをもたらし、持株会社方式が範囲の経済効果をもたらすとありますが、質問は、報告者も述べているように、持株会社方式でも範囲の経済効果をもたらさない場合があり、必ずしも一対一の対応がきちんとなつてられないのではないのでしょうか、また、従来型の合併でも業務範囲が拡大し、範囲の経済効果をもたらすようなケースもあり得るのではないかと思います、いかがでしょうか。

回答：

釜江先生のご意見の通り、一対一の対応関係は存在しませんし、従来型の合併でも業務範囲が拡大し、範囲の経済効果をもたらすようなケースもあり得ると思います。

ただし、少し説明を加えますと、伝統的銀行業務の過剰を前提として、従来型で証券関連子会社を持つ銀行同士が合併した際、次の二つのケースが考えられます。一つはユニバーサルバンキングが認められる場合、親銀行は銀行部門を縮小し、証券関連業務を拡大し、グループとして証券関連業務を拡大します。このケースでは子会社の証券関連会社を拡大するのがあるいはそのままにしておくのかにかかわらず、グループ全体では証券関連業務が拡大します。これに対して、グラム・リーチ・ブライリー法(Gramm-Leach-Bliley Law)の成立後も銀行本体での証券業務が認められないアメリカのようなケースでは、グループの伝統的銀行業務を縮小し、証券関連業務を拡大するためには、親銀行を縮小し、子会社の証券関連会社を拡大せざるを得ないこととなります。このような経営戦略はあり得ると思いますが、現実的には採用され難いのではないかと判断しています。

本報告では、範囲の経済効果の利用しやすい金融持株会社をつくりながら、内部不効率に起因する経営戦略の混乱から経営資源の移行に失敗しつつある例として、みずほグループを取り上げました。